

第9回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	11番	日南田貴美	12番 吉嶺 良弘
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 4番 上野 悟 5番 安井 弘之

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第48号 非農地証明申請について(8件8筆)

議案第49号 世羅町農地台帳への登録について(1件3筆)

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて(1件1筆)

議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(4) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井 唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会13時35分)

事務局 はい、定刻を少し過ぎましたが総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会

長、挨拶をお願いします。

会長

はい、皆さん、改めましてこんにちは。ちょっと心配しておりました台風も本当に世羅町に大きな被害もなく過ぎてくれまして、ほっと一安心したところでございます。地域によっては若干ハウスが飛んだということもあったようでございますけども、ほんと大事にならずによかったなと思っております。それから、今年は非常に稲が倒伏しました。今日、地区の勉強会でJAさんの話では、6月の高温で肥料のペレットを覆っている膜が早めに溶け、早めに窒素分が早く出て、それで倒れたんだと説明を受けました。そればかりではないんでしょうけども。圃場で飼料用の米が通常であれば草丈が85 cmまでだそうです。それが倒れたところを見ると93 cmくらいだったのでこれが原因でしょうね。と説明を受けて納得しました。

それでは、第9回農業委員会総会を開会します。現在の在任の委員は14人で、本日は14人で欠席はございません。6番夏見委員さんが遅れる報告を受けておりますので、現在は13人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、4番 上野悟委員さん、5番 安井弘之委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集64ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が2件ございます。(以下2件2筆について議案集により報告。)説明については以上です。

(付議事項)

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

(議案第46号)

議長

それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。報告をしていただきます推進委員さんの入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集1ページをご覧ください。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡) 耕作・管理が困難なため。 (受) 自宅から近距離に存在するので耕作の 利便性から購入する。	黒木啓 行吉 勝見	田1筆	1,861㎡

事務局からは以上です。

- 議長 はい、1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。
- 黒木啓委員 はい、9月20日13時から行吉委員、勝見委員と現地の確認を行っております。確認結果は特に問題は無いと言うふうに判断しております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

- 議長 それでは、採決いたします。申請とおり許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第47号)

- 議長 続きまして議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」(2件2筆)を議題とします。報告をしていただきます推進委員さんの入室をお願いします。

- 議長 それでは事務局の説明を求めます。

- 事務局 はい、議案集6ページをご覧ください。議案第47「農地法第4条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目について朗読説明。)こちらの1件目につきましては、広島県農業会議への意見聴取案件となります。(議案第47号の内容「農地法第4条の規定による許可申請について」)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
	畑1筆 222㎡	●広島県農業会議「意見聴取案件」 駐車場 (始末書提出)	榎奥・原田・黒木清	現況：畑 第1種農地 農用地区域除外
	田1筆 1,533㎡	共同住宅(パート)	湯川・茶谷・是竹	現況：田 第2種農地 農用地区域外

- 議長 はい、1件目について榎奥委員さんより報告をお願いします。
- 榎奥委員 はい、先ほど説明がありました申請について、原田委員・黒木委員と3人で現地の確認を行いました。特に問題になるような点はなかったように見受けております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。この案件ではないんですけど、今、該当番地の航空写真の地図をみますと、道路に面して地番が打ってあるんですね、これはどういったことでしょうか。

議長 はい、これについては事務局。

事務局 はい、こちらの方の図面につきましては、現在、農業委員会の方で利用しております、「農業委員会等サポートシステム」から出しております図面でございます。こちらの方につきましては、昨年4月からシステムの方が一部農林水産省の管轄に代わりまして、その際に図面等のずれが生じております。これにつきましては、広島県農業会議を通じてですね、再三要望の方はさせていただいておりますので、誠に申し訳ないのですが、今しばらくはこちらの方でよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、現地確認を9月17日(土)、茶谷委員さん・是竹委員さんそれから私3人で行いました。現地は [] 住宅のちょうど前です。この申請をされた時は稲があったんで、青い写真が出ておりますが、現地確認のときは、もう稲を刈っておられました。土地の造成の計画とか、土砂の流出、崩壊等に対する防護措置、周辺の農地の日照に支障を及ぼさないための措置、これらすべて問題はございません。用水計画、雨水の処理、汚水・生活雑排水、これは合併層を作るようになっておりますんで、別に支障はないと思います。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番の安井です。この上に住宅がありますが、この間に少し田圃が残っていますよね。

湯川委員 そうですね、現地で確認した時にですね、杭を打ってロープをしてあったんですが、後ろ側4m残してあるんです。3人ともどう言う考えでああいう残し方をしたんだろうかという話はしたんですが。

議長 はい、それについては事務局のほうから。

事務局 はい、 [] と [] に分筆されたものでございます。こちらにつきましては、どちらも同一の所有者でございまして、残農地 [] は、往復で植えて管理できる状態ということで確認しております。それと [] の

北側部分に、水を取る箇所がございましてそちらも含めて分筆した場合に、費用が嵩みますし、取水口が上側にあるということもありまして、こういった形で分筆をされたようでございます。以上です。

- 議長 どうですか。
- 5番 はい、了解しました。
- 議長 他に質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番荻田です。先ほどと一緒にですけど、要は適正に農地として管理されるということですね。
- 事務局 はい、この残農地は変わった形にはなりますが、残っている部分は作付けされるということでございます。
- 議長 よろしいですか。
- 10番 はい。
- 議長 他に質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい。質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)
- 議長 それでは、採決いたします。申請とおり許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、申請とおり許可するものとして取り扱います。また、1件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第48号)

- 議長 続きまして、議案第48号「非農地証明申請について」(8件8筆)を議題といたします。
- 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集26ページをご覧ください。議案第48号「非農地証明申請について」です。

(議案第48号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆135㎡ (現況原野)	H14年頃	地目変更 (始末書提出)	横奥・原田・黒木清
■■■■	■■■■ ■■■■	畑1筆130㎡ (現況原野)	S56年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
■■■■	■■■■ ■■■■	畑1筆258㎡ (現況雑種地)	H8年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
■■■■	■■■■ ■■■■	田1筆5㎡ (現況用悪水路)	H8年頃	地目変更 (始末書提出)	畑田・是竹・茶谷

■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 277 ㎡ (現況宅地)	H 元年頃	地目変更 (始末書提出)	相良・稲田・下原
■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 227 ㎡ (現況宅地)	S58 年頃	地目変更 (始末書提出)	亀田・正迫・上羽場
■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 217 ㎡ (現況宅地)	H16 年頃	地目変更 (始末書提出)	亀田・上羽場・正迫
■■■■■ 成年後見人	■■■■■	畑 1 筆 769 ㎡ (現況宅地)	H15 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・榎橋・若山

事務局

(議案集により 1 件目の申請内容について朗読説明。)

議長

1 件目について榎奥委員さんより報告をお願いします。

榎奥委員

はい、非農地証明の申請について、原田委員・黒木委員と 3 名で現地の確認をいたしました。申請書のとおりで特に問題な点は見つかりませんでした。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。現地調査日はいつですか。

榎奥委員

9 月 20 日に現地確認をしております。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長

次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により 2 件目・3 件目の申請内容について朗読説明。)

議長

2 件目・3 件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員

はい、2 件目、9 月 17 日湯川委員さんと是竹委員さん 3 人で現地の確認いたしました。この場所は、■■■■■の所からちょっと北に上がった所でございます。全く見ましたところ、ほとんど道路の法面と言う形になっておりまして、利用価値としての農地と言う体を成していないということが現地で見受けられましたので非農地として証明される状況だろうと判断いたしました。

3 件目のところですが、以前から農地パトロールで、進入路と庭付きのような格好になっているところを、農地としての体を成してないというふうに思っていました。皆さんへの利用状況の確認ということで、各戸に書面で意向の確認をされました中で、私が、「これどうするん」と聞いたら、実は、前に小屋が見えます。その向こう側に母屋がありまして、最近その母屋を崩して、更地にするということでした。その時に、一緒に非農地として申請しようということで、今回の申請状況に至りました。前々からもう、農地でないと言う状況がありましたので、これはもうやむを得んだろうというふうな 3 人で判断いたしま

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、事務局からの説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目・7件目の申請内容について朗読説明。)

議長 6件目・7件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、9月21日に正迫・上羽場両委員と現地確認に行っていました。6件目、7件目とも写真に写っているとおり倉庫が建っておりまして、農地の回復は難しいように確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により8件目の申請内容について朗読説明。)

議長 8件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 はい、9月21日に3人で伺いました。2003年頃、今から19年ぐらい前じゃないかと思うんですが、かなり広い畑と思われましたが、その一角に倉庫を建てられております。■■■さんは現在入院されていてあまり詳しい話は聞けなかったんですが、成年後見人を指定されているようです。現在、誰も居住されていないようで、たまに従兄弟さんが来られて、家の管理をされている様です。倉庫以外の畑の跡地は造成され何も植えた様子もなく、草刈等整理はされているようです。尚、始末書を提出されております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請とおり許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請とおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第49号)

議長 続きまして、議案第49号「世羅町農地台帳への登録について」(1件3筆)を議題といたします。

議長 報告をいただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 54 ページをご覧ください。議案第 49 号「世羅町農地台帳への登録について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第 49 号「世羅町農地台帳への登録について」内容)

申出者	当該農地	地目地積	登録の理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	田 3 筆 6,908 m ² (現況田)	令和 3 年度農地パトロールにより非農地判断されたが実際は農地として利用されているため。	松尾・宮迫・村田

以上です。

議長 1 件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員 はい、失礼いたします。9 月 21 日に、私と宮迫さんと村田各委員さんと現地確認を行いました。各圃場に水稻を作付けされておりました。以上確認いたしました。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10 番委員さん。

10 番 はい、10 番荻田です。その上の■■■■は現在どうなってるんですか。

事務局 はい、■■■■につきましては、現在非農地となっております。以上です。

議長 よろしいですか。

10 番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請とおり許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請とおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 50 号)

議長 続きまして、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて」(1 件 1 筆) を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 60 ページをご覧ください。議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取消しについて」内容)

譲受人	譲渡人	当初理由	許可議案の内容	取消し理由
		(渡)相手方の要望 (受)耕作利便の為	平成13年度第7回 総会(H13.7.25) 議案第19号 審議結果 許可	労働力不足となり経営規模 拡大を断念せざるを得ない 状況となり取りやめた。法 的無知のため放置していた。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請とおりとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はいどうも、全員挙手により、申請とおりとするものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第51号)

議長 続きまして、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第51号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区 1筆 114㎡ 世羅地区 6筆 10,443㎡
世羅西地区 6筆 8,341㎡ 合計13筆 18,898㎡

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしく願いいたします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 14時20分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集61ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について(案)」です。こちらにつきましては、

町企画課で登録していた空き家バンクに付随した農地の処分をするため、特段の面積を設定するものでございます。また、令和4年第8回総会の議案第40号において、農地法第3条の許可を処分したため解除するものでございます。この度、処分するために設定するものは、[REDACTED] の1筆、解除するものは、[REDACTED] 及び [REDACTED] の2筆でございます。以上です。

議長 事務局の説明がおわかりました。何か質疑・意見はありませんか。
 議長 ございませんか。
 議長 それでは、原案とおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
 議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
 議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集65ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED] (永小作権)	[REDACTED]	田2筆 計1,088㎡	R4年1月8日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田2筆 計4,832㎡	H24年6月9日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田2筆 計2,309㎡	R4年6月16日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田2筆 畑2筆 計7,909㎡	R4年7月22日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。
 議長 それでは、報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集66ページをご覧ください。報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」でございます。こちらにつきましては、令和4年7月27日付で広島県農業会議へ意見聴取し、許可されることに異議ありませんという回答をいただいております。内容につきましては、第7回農業委員会総会(令和4年7月25日)に開催した議案第35号にて許可相当と取り扱いをしたものです。第5条の、世羅町大字 [REDACTED] 農地改良、基盤整備に伴う一時転用の案件でございました。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集67ページをご覧ください。報告事項(4)「農業相談について」です。こちらにつきましては令和4年9月7日(水)に、西大田自治センターで、相談員が夏見委員さん、作田委員さんと開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とさせていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集68ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
10月3日	令和4年度第2回農業委員会 会長・事務局長等会議	桜花の郷 ラ・フォーレ庄原	会長 事務局長	13:30~ 16:00
10月4日	会長現地研修会 (効果的な現場活動に向けた現地研修)	庄原市内	会長 事務局長	9:00~ 11:30
10月5日	農業相談	津名自治センター	日南田委員 島津委員	9:30~ 11:45
10月11日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
10月25日	第10回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~
10月25日	農業者年金研修会	世羅町役場 南館3階 会議室2	農業委員 最適化推進委員	時間調整中

農業相談、研修会につきましては新型コロナウイルス感染症の状況によりまして中止とさせていただく場合がございます。その際にはまた、再度ご連絡の方、させていただきます。以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

議長 はい、分りました。

議長 委員さんの方から連絡することがありますか。

議長 ございませんか。

議長 はい、ありがとうございます。これを持ちまして第9回世羅町農業委員会を終了します。本日の会場の片付けは、8番委員さんから14番委員さんをお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

(閉会 14時58分)